

平成27年度第3回島根労働局公共調達監視委員会（議事概要）

開催日及び場所	平成28年1月25日（月） 松江地方合同庁舎5階 労働局専用大会議室		
委員	委員長	弁護士	高野 陽太郎
	委員長代理	税理士	杠 良智
	抽出委員	公認会計士	三田 陽二郎
審議対象期間	平成27年7月1日～平成27年12月31日の間に行われた工事の競争入札案件 0件 平成27年7月1日～平成27年12月31日の間に行われた物品・役務等の競争入札案件 4件 平成27年7月1日～平成27年12月31日の間に行われた工事の随意契約案件 1件 平成27年7月1日～平成27年12月31日の間に行われた物品・役務等の随意契約案件 0件		
抽出案件	競争入札によるもの4件、随意契約によるもの1件の合計 5件		
審議案件	5件		
委員からの意見・質問に対する回答等	意見・質問・結果		回答
	下記のとおり		下記のとおり

意見・質問・結果	回 答
<b>【審議案件1：整理番号1】（物品・役務・一般競争入札）</b>	
平成27年度雇用保険関係印刷物の印刷購入契約	
入札業者のランクを教えてください。	落札業者及び第2位の業者はCランク、その他の業者はDランクである。
参加資格の決定について、前後の資格を追加する場合の基準はあるか。	厚生労働省の指名基準により行っているが、追加できる区分が二つ以上ある場合の選択基準は無い。幅広く参加してもらうことを考慮している。
他の省庁も同様に行われているか。	労働局は厚生労働省の基準により実施しているが、幅広く参加できるようにしていることは他の省庁も同様だと思われる。
仕様書の中で、原稿の提供をデータとするものと紙媒体とするものがあるが、この違いは何か。	制度が変わった時などに、紙媒体に見え消しで修正して対応することもあることから提供方法が違う。最終的にはデータも納入させている。
前年度の落札業者は同じか。	前年度は別の業者である。
審議結果：適正	
<b>【審議案件2：整理番号2】（物品・役務・一般競争入札）</b>	
年度後半における集中的な就職面接会開催事業委託契約	
予定価格には人件費が計上されているが、契約書の内訳では人件費が計上されていない。これはどういうことか。	落札業者が、自ら雇用する従業員により事業実施が可能であり、この事業専属の労働者は雇用しないということで人件費は計上されていない。確実に履行されると判断しているが、事業終了後には履行の検査を行うこととしている。
開札結果がよく分からないが。	一回目は、1社は入札書の記載漏れがあり無効となり、もう1社は予定価格を上回っていたことから不落となった。同日再度入札を実施し落札業者が決定した。
予定価格は公表しないか。	事前には公表しない。開札結果が出た後に結果とともに公表している。
事業終了後に経費の不足が生じた場合、追加で不足した経費を支払うことはあるか。	経費が契約額を上回った時は受託者の負担となり、追加で支払うことはない。契約書16条に明記している。
審議結果：適正	
<b>【審議案件3：整理番号3】（物品・役務・一般競争入札）</b>	
島根労働局給与等システム機器購入契約	
参加資格で中国地区の資格が条件とされているが、京都の業者でも参加可能か。	中国地区での参加資格があるということで、業者の所在地ではない。京都の業者でも参加可能。
応札は1社しかなかったか。	今回はハードのみの調達であるが、労働局が使用しているソフトの開発をしている業者のみであった。他社は参加しにくいところがあるのだと思われる。
予定価格と契約額を比較すると、本体に係る価格の乖離が大きいようであるが、性能は大丈夫なのか。	予定価格は小売価格などを参考にしているが、落札額は業者の努力があったものと思われる。性能的には問題が無いものである。
審議結果：適正	

<b>【審議案件 4 : 整理番号 4】 (物品・役務・一般競争入札)</b>	
<b>雲南公共職業安定所における相談窓口用パネル購入等契約</b>	
予定価格積算で使用されている建築施工単価が25年版であるが、これが一番新しいものか。 また、これは定期的に届くものなのか。	手元にある最新版を使用するようにしている。 購入するものであり、予算の状況を見て購入している。
建築施工単価2013年版で積算した個所と、2014年版で積算した個所があるが、この違いは何か。	2014年版を使用しており、積算書備考欄の記載誤りである。
審議結果：適正	
<b>【審議案件 5 : 整理番号 1】 (公共工事・随意契約)</b>	
<b>石見大田公共職業安定所公共下水道接続工事請負契約</b>	
随意契約の理由を具体的に説明いただきたい。	競争入札を実施したが予定価格超過で落札者が無く、再度入札を実施しても同様に落札者が無かった。そのため不落随契を行うため3社に見積書を依頼した。その内2社は工期の関係から見積書提出を辞退され、1社から見積書の提出があった。それが予定価格の範囲内であったことからその業者と契約したもの。
見積もりを依頼する業者の選定は無作為か。	参加資格を満たした中で無作為に声をかけている。今回はC、D等級を所持している業者で、大田市の指定業者へ声掛けをして結果1社から提出があったもの。
落札額が予定価格と非常に近いが、何か情報があつてのことか。	予定価格を事前に知らせることはない。仕様書に従い業者が積算した額である。
見積書の提出があつても予定価格を上回っていたらどのようなになるのか。 また、予定価格を超過していることは伝えるか。	契約はできない。本省へ協議の上A等級まで広げて見積書を依頼する方法もあるので、幅広く声をかけていくことになる。 また、予算的に契約できない旨は伝えるが予定価格の額を伝えることはない。あくまで公平性を保つ必要がある。
審議結果：適正	
<b>【審議案件 : 整理番号】</b>	
以下余白	
審議結果：	
<b>【審議案件 : 整理番号】</b>	
審議結果：	
<b>【審議案件 : 整理番号】</b>	
審議結果：	
<b>【審議案件 : 整理番号】</b>	
審議結果：	